

社会医療法人の寄附行為例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人 会寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、社会医療法人 会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を 県 郡(市) 町(村) 番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(2) 診療所 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(3) 園 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(4) 介護医療院 県 郡(市) 町(村)</p> <p>2 本財団が 市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(2) 診療所 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(3) 園 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(4) 介護医療院 県 郡(市) 町(村)</p> <p>3 本財団が 県知事から社会医療法人として認定を受けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人 会から社会医療法人 会への名称の変更については、登記事項の変更の登記(組合等登記令(昭和 39 年政令第 29 号)第 6 条参照)及び登記事項変更登記完了の届出(医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)第 5 条の 12 参照)が必要であること。 ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。(以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 28 条第 4 項において同じ。) ・本項には、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づいて行う指定管理者として管理する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第 28 条第 4 項及び第 29 条第 5 項において同じ。) ・本項には、医療法(昭和 23 年

実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。

- (1) 県医療計画に記載された救急医療（ 病院）
- (2) 県医療計画に記載された災害医療（ 病院）
- (3) 県医療計画に記載されたへき地医療（ 診療所）
- (4) 県医療計画に記載された周産期医療（ 病院）
- (5) 県医療計画に記載された小児救急医療（ 病院）

第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。
看護師養成所の経営

第6条 本財団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。
(1) 駐車場業
(2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

第7条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金 万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第9条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資

法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。

・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で1以上)のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。

・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・財産の取得又は改良に充てる

金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) 病院の病床の増床（平成 年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（平成 年実施予定）
- (3) 介護老人保健施設の新規開設（平成 年実施予定）
- (4) 介護医療院の新規開設（平成 年実施予定）
- (5) 訪問看護ステーションの新規開設（平成 年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。

第 10 条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第 11 条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第 12 条 本財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 13 条 本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及

ための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。

- ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。

- ・任意に 1 年間で定めても差し支えない。（法第 53 条参照）

- ・法第 54 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）とする。

- ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。

- ・社会医療法人債発行法人につ

び監事の監査報告書を 県知事に届け出なければならない。
い。

第 14 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第 4 章 評議員

第 15 条 本財団に、評議員 名以上 名以内を置く。

第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者
- (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

いては、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。

- ・ 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

- ・ 評議員は理事の定数を超える数とする。ただし、都道府県知事の認可を受け理事が 1 人又は 2 人の場合にあっては、3 人以上とする。

- ・ 評議員の親族等とは、次に掲げる者とする。

評議員のいずれか 1 人に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

又は に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。

第 17 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 評議員会

第 18 条 理事長は、定時評議員会を、毎年 回、月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第 19 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第 20 条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

(1) 寄附行為の変更

(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）

(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更

(4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し

(5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し

(6) 収支予算及び決算の決定又は変更

(7) 重要な資産の処分

(8) 借入金額の最高限度の決定

(9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更

(10) 本財団の解散

(11) 他の医療法人との合併契約の締結

2 その他重要な事項についても、評議員会の議決を経ることができる。

第 21 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

・ 本項を規定するか否かは任意。

・ 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

・ 招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第22条 評議員は、評議員会において1個の議決権及び選挙権を有する。

第23条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第24条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第26条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第6章 役員

第27条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

(1) 理事 6名以上 名以内

うち理事長1名

(2) 監事 2名以上 名以内

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。

・理事は6名以上、監事は2名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。

・役員の子族等とは、次に掲げる者とする。

役員の子族等

に掲げる者の配偶者及び三親等以内の子族

に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

又は に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。

他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等

<p>3 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。</p> <p>4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第29条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例1）3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例2）毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。 （1）本財団の業務を監査すること。</p>	<p>の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えられないことができる。（法第46条の5第6項参照） ・ 理事の職への再任を妨げるものではない。 ・ この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならない。報告を省略することはできない。
--	---

- (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを県知事、評議員会又は理事会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第30条 役員の任期は2年とし、ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第27条に定める員数が欠けた場合には、役員の任期又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第31条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ決議することができない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第32条 役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

第33条 役員の報酬等は、別に定める基準により支給する。

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引
- (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

・ 3分の2を上回る割合を定めることもできる。

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第35条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第37条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)本財団の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長の選出及び解職
- (4)重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5)多額の借財の決定
- (6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第38条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長が理事会を招集しなければならない。

4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第39条 理事会の議長は、理事長とする。

第40条 理事は、理事会において各1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第41条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行

・本条を規定するか否かは任意。

・1週間を下回る期間を定めることもできる。

・過半数を上回る割合を定める

う。

2 前項の規定にかかわらず、第20条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第43条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第8章 寄附行為の変更

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、県知事の認可を得なければならない。

第9章 解散及び合併

第45条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、県知事の認可を受けなければならない。

第46条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第47条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第48条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2

こともできる。

・本項を規定するか否かは任意。

・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

以上の議決を経、かつ、 県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。

第10章 雑則

第49条 本財団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) 新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告(ホームページ)

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報(又は 新聞)に掲載する方法によって行う。

第50条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。